平成27年度

介護保険料額決定通知書を送付します

65歳以上の方の介護保険料は、毎年８月上旬に１年度分の保険料額を決定しています（今回は平成27年４月～平成28年３月分）。

保険料は、本人と世帯の収入（平成26年中）状況等に応じて算定します。

今年度は、３年に１度の保険料見直しをおこなう年となっています。基準額が変更となり、段階が９から16に増えました。

年金から介護保険料が天引きされている方は、確定した年間保険料額から既に引かれた額を差し引いて、10月以降の年金で調整します。

納付書、口座振替等で納めている方は、８月から来年３月まで納めます。

なお、年間18万円以上の老齢(退職)、障害、遺族年金を受給している方は年金天引きとなりますが、65歳になった方、広域連合外の市町村から転入した方は、半年～１年後に年金天引きが開始となります。

保険料を特別な事情がなく滞納されると、介護サービス利用時の給付が制限されます。介護保険は皆様からの保険料で成り立つ制度ですのでご理解とご協力をお願いします。

所得段階別の保険料の計算方法と年間保険料額について

所得段階			対象者	計算方法	年間保険料額
1	世帯非課税		生活保護受給者	基準額×0.45	29,941円
			老齢福祉年金受給者、公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方		
2	世帯非課税		公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.75	49,901円
3	世帯非課税		公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方	基準額×0.75	49,901円
4	世帯課税	本人非課税	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.9	59,882円
5	世帯課税	本人非課税	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方	基準額	66,535円
6	世帯課税	本人課税	合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	79,842円
7	世帯課税	本人課税	合計所得金額が120万円以上150万円未満の方	基準額×1.3	86,496円
8	世帯課税	本人課税	合計所得金額が150万円以上190万円未満の方	基準額×1.4	93,149円
9	世帯課税	本人課税	合計所得金額が190万円以上240万円未満の方	基準額×1.5	99,803円
10	世帯課税	本人課税	合計所得金額が240万円以上290万円未満の方	基準額×1.6	106,456円
11	世帯課税	本人課税	合計所得金額が290万円以上320万円未満の方	基準額×1.7	113,110円
12	世帯課税	本人課税	合計所得金額が320万円以上350万円未満の方	基準額×1.8	119,763円
13	世帯課税	本人課税	合計所得金額が350万円以上380万円未満の方	基準額×1.9	126,417円
14	世帯課税	本人課税	合計所得金額が380万円以上410万円未満の方	基準額×2.0	133,070円
15	世帯課税	本人課税	合計所得金額が410万円以上440万円未満の方	基準額×2.1	139,724円
16	世帯課税	本人課税	合計所得金額が440万円以上の方	基準額×2.2	146,377円

問い合わせ　健康福祉課　介護高齢者支援係 ☎934-2243　福岡県介護保険広域連合 ☎643-7055

介護保険の負担割合証を送付します。

平成27年８月から、一定以上の所得のある方は、介護サービス費用の利用者負担が２割になります。

このため、要介護（要支援）認定者全員に、利用者負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を発行します。介護サービスを利用の際に事業者に提示してください。

問い合わせ　健康福祉課　介護高齢者支援係　☎934－2243
福岡県介護保険広域連合　☎643－7055

児童扶養手当現況届のお知らせ

現在、児童扶養手当の受給資格のある方（所得制限等により手当の支給を受けていない場合も含む）は、一年に一度現況届の手続きが必要です。これは、受給者の前年の所得の状況と８月１日現在の児童の養育の状況を確認するための届出です。この届を提出しないと、引き続き受給資格があっても８月分以降の手当の支給を受けることができなくなりますので必ず提出してください。
対象の方には、お知らせ通知を7月下旬に送付します。

なお、「一部支給停止適用除外事由届出」に該当する方は、7月上旬にお知らせ通知を送付しています。

受　付

住民課年金手当係

受付期間

8月３日～8月31日（8時30分～17時15分）【土・日祝日を除く】
※8月25日（火）は夜間窓口の日ですので20時まで受付します。

問い合わせ　7月31日(金)まで　子育て支援課　子育て支援係　☎934－2250
8月3日(月)から　住民課　年金手当係　☎932－1111

日本年金機構から　「年金情報流出」を口実にした“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください!!

日本年金機構において、職員の端末に対する外部からのウィルスメールによる不正アクセスにより、情報の一部が外部に流出したことが５月28日に判明しました。このうち、現時点において確認されている個人情報は約125万件です。

該当するお客様には、基礎年金番号を変更させていただき、万全の対処を期す方針です。そのための準備を早急に進めてまいります。

年金情報流出事案に関して次のようなことはありません

- 日本年金機構や年金事務所からお客様に電話することはありません。基礎年金番号の変更に関するご連絡は、後日文書をお送りします。
- 日本年金機構からお客様にお金を要求することは一切ありません。
- 日本年金機構がお客様にATMの操作をお願いすることは一切ありません。
- お客様の個人情報（家族構成など）を確認することはありません。

ご自宅や職場などに日本年金機構や機構の職員などを名乗る電話がかかってきたら、迷わずにお電話ください。

専用電話窓口（コールセンター）　☎0120-818211（受付時間8時30分～21時）
警察相談専用電話　#9110　または最寄りの警察署まで